

事前評価調書

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業（畑地帯総合土地改良事業）					
地区名	五号地区					
事業箇所	豊橋市神野新田町					
事業のあらまし	<p>本地区は豊橋市西部の神野新田町にある有数の水田地帯であり、近年は積極的に畑作を行うなど営農意欲の高い地域である。</p> <p>しかし、水田では用排兼用の開水路を使用してかんがいしており、畑地においては開水路や井戸等から、農家がポリタンクに水を汲んで散水するなど多大な労力を要しているほか、道路間隔が200mと広く各ほ場の営農も非効率な状況にある。</p> <p>このため、ほ場の区画整理、パイプライン化によるかんがいの効率化と水の安定供給を図る等の事業を実施し、作物の生産の振興及び高品質化を推進することにより、経営の改善・安定を図るとともに畑地帯における担い手の強化を目指す。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>畑地帯の農業生産基盤の整備を行い、営農の効率化と農業経営の安定化を図る。</p>					
事業費	事業費		内訳			
	998 百万円		■工事費 787 百万円、■用補費 36 百万円、■その他 175 百万円			
事業期間	採択予定年度	平成 26 年度	着工予定年度	平成 27 年度	完成予定年度	平成 31 年度
事業内容	<p>用水路工（パイプライン）：9.3 km</p> <p>揚水機場：2 機場</p> <p>区画整理：29.2 ha</p> <p>排水路工（組立柵渠）：0.4 km</p> <p>客土工：0.8 ha</p> <p>農業集落道：0.3 km</p>					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>水田では用排兼用の開水路を使用してかんがいしており、畑地においては開水路や井戸等から、農家がポリタンクに水を汲んで運搬、散水するなど多大な労力を要しているほか、道路間隔が200mと広く各ほ場の営農も非効率な状況である。</p> <p>今後、農家の高齢化や兼業化が更に進むことが予想され、営農の効率化や優良な農地の確保を通じて担い手を確保し、将来に渡って地域の農業を支えることが出来るよう、かんがい施設の整備、ほ場整備等を実施する必要がある。</p>				
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>農家が多大な労力を要し、営農意欲の低下につながり得る状況等に対処し、農業の持続的発展による農村環境の保全を図る必要があるため。</p>			

②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・用水路工</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・区画整理</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・排水路工</td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・客土</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（百万円）</td> <td colspan="5">938</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>								H26	H27	H28	H29	H30	H31	工種 区分	調査・設計	←					→	用地補償		←			→		工事		←				→	・用水路工		←				→	・区画整理		←				→	・排水路工		←	→				・客土					←	→	事業費（百万円）		938					60
			H26	H27	H28	H29	H30	H31																																																																	
	工種 区分	調査・設計	←					→																																																																	
用地補償			←			→																																																																			
工事			←				→																																																																		
・用水路工			←				→																																																																		
・区画整理			←				→																																																																		
・排水路工			←	→																																																																					
・客土					←	→																																																																			
事業費（百万円）		938					60																																																																		
2) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成は図られている。																																																																								
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。																																																																							
	【理由】	事業計画に無理が無く地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。																																																																							
III 対応方針																																																																									
事業実施	事業実施が妥当である。： 上記①～②の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。																																																																								
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																																																									
■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 ・ 営農状況 ・ 施設の維持管理状況																																																																									